## 一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、 次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 2019年4月1日 ~ 2024年3月31日
- 2. 内容

目標 1: 育児に関する法律を上回る制度変更を行う。

## 〈対策〉

- ●2019 年4月~ 法律を上回る制度の情報収集
- ●2020年4月~ 法律を上回る制度の具体的検討
- ●2021 年4月~ 法律を上回る制度の規程案作成
- ●2022 年4月~ 法律を上回る制度の規程施行、周知
- ●2023年4月~ 育児支援のガイドブックの更新、周知

目標 2: 育児休業、看護休暇の取得状況を次の水準以上にする。

育児休業 取得率 30%以上(男性社員)

取得率80%以上(女性社員)

看護休暇 取得率 50%以上(男性社員·女性社員)

## 〈対策〉

- ●2019年4月~ 育児支援のガイドブックの更新、対象者へ周知
- ●2020年4月~ 育児休業、看護休暇の取得要件緩和の検討
- ●2021年4月~ 育児休業、看護休暇の取得要件緩和案の作成
- ●2022 年 4 月~ 育児休業、看護休暇の取得要件を緩和した規程案作成
- ●2023 年 4 月~ 育児休業、看護休暇の取得要件を緩和した規程施行、周知